

## 瀬戸内海部会第 11 回の指摘事項と対応方針について

該当	主な指摘・意見の概要	対応方針（案）
全般	○新規・継続の別や重要性の軽重がわかるような工夫をしてほしい。	要旨の作成にあたってご指摘を踏まえ工夫する。
	○悪いのは赤潮プランクトンで、ありがたいのは魚介類という見方のみで、その間が抜けている。もう少し生態系全体として豊かであるということ、餌生物が豊かであるということを考慮した方がいい。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (12 ページ、2 行目) 特に、貴重な漁業資源の宝庫として、水産業を通じた国民への食糧の安定供給の観点から、 <u>餌生物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富にかつ持続して獲れるなど、生物生産性が高い状態に維持されている。</u>
第 1 章 現状と課題	<p>○水質がよくなったことと漁業生産との関連が密接に関係しているのかどうかは、グラフを見ても明快ではない。統計学的にも検定を行うとか、科学的根拠に基づいて明らかにしていただきたい。</p> <p>○この報告書では、漁業生産量と窒素・りん濃度の減少傾向についてあくまでエビデンスとして示している。</p> <p>○全りん、全窒素と漁獲量の関係について統計解析を行ったが、ともに相関は見られなかった。</p> <p>○昭和40年以前の栄養塩濃度データ、その頃の海の生物生産性まで戻って見る必要がある。相関があれば、もう水質をきれいにする努力はしなくていいのかという話になるのは、危険だと思う。</p> <p>○統計的処理による相関関係は因果関係を示しているわけではない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。</p> <p>(7 ページ、21～25 行目) 漁業生産量は、昭和 40 年から徐々に上昇し、昭和 60 年にかけてピークに達した後、減少傾向となっている（図 30）。特に平成元年以降は、<u>漁業生産量の推移と栄養塩濃度の推移が似た傾向を示している。他方、窒素濃度については昭和 51 年頃から昭和 56 年頃にかけて減少傾向を示し、その後増加した後、平成 8 年頃から減少傾向となっており、りん濃度については昭和 49 年頃から昭和 59 年にかけて減少傾向を示し、その後は緩やかな減少傾向を示している。</u></p>

該当	主な指摘・意見の概要	対応方針（案）
第1章 現状と課題	○瀬戸内の浜には、宗教上の清らかな水をとるお汐井とりの浜であった所がたくさんある。そういう所が次々に失われていったという歴史があるので、高度成長期である1960年代以前の浜がどうであったかというところを比較していただけたらいい。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (6 ページ、16～17 行目) 海面と一体となり優れた景観を構成している自然海岸は、開発等に伴い減少を続けており、（中略）。 <u>これら自然海岸の減少に伴い、かつて浜辺で行われていた伝統行事も失われてきた。</u>
第3章 環境保全・再生の在り方	○海の水質管理は海だけの問題ではなく、川の水質管理によって決まる。川の水質管理との連携が重要である。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (14 ページ、17 行目) こうした水質管理にあたっては、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じ <u>そたきめ細やかな対応することや川の水質管理との連携・調整が重要であり、</u> (以下省略)
	○水質規制は、今は一律であるからコントロールできているけれども、自治体が湾・灘ごとにコントロールできるのかは非常に課題。緩くした水質基準のほうには立地が進むかもしれない。現実には、自治体にとっては非常に複雑な水質管理行政をさせられるという話にもなりかねない。それで本当にきれいで豊かな海となるのか、検討する必要がある。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (14 ページ、17～18 行目) こうした水質管理にあたっては、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じ <u>そたきめ細やかな対応することや川の水質管理との連携・調整が重要であり、その影響や実行可能性を十分検討することが重要である。</u>

該当	主な指摘・意見の概要	対応方針（案）
第4章 今後の環境保全・再生施策の展開	○再生、創出を考えるとときに未利用地も考慮の対象にさせていただきたい。ローカルコモンズとしての渚をもう一度考え直していくということは非常に重要。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (15 ページ、13 行目) なお、こうした再生・創出の取組の際には、 <u>未利用地の活用も考慮し</u> 、自然が自ら持つ回復力を発揮できるよう、（以下省略）
	○賑わいと並んで安らぎ、あるいは和み、そういう指標をどこかで抽出できたらいい。	海とのふれあいによる安らぎ・和みは「賑わい・ふれあいに係る指標の例」として挙げている「水環境・自然環境の住民の満足度」に含まれているものとするため、原案のとおりとする。
	○未利用地の活用について「検討することが必要である」と書いてあることは非常に心強いが、これだけで進められるかどうか。もう一步踏み込んだ話があればありがたい。	未利用地には様々なケースがあり、それらの個々の実情に応じて検討するものであることから、本報告ではいくつかの例示を挙げた現行の表現のままとする。
	○二枚貝、アサリ等の復活、養殖が非常に難しい状況になっている。これは砂浜が少なくなったということだが、そういったこともどこかに保全するという形で入れていただきたい。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (5 ページ、5 行目、9 行目) 3. 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等 （省略）、多様な生物の生息・生育の場としての沿岸生態系の重要な役割を担う藻場、干潟、 <u>砂浜</u> 等が分布し、（以下省略）  なお、これら藻場、干潟、砂浜、塩性湿地等の保全・再生・創出については、第 4 章第 1 節 3. (1) に記載している。

該当	主な指摘・意見の概要	対応方針（案）
第4章 今後の環境保全・再生施策の展開	○透明度の環境基準化の検討において、いろいろな水深の所があり、灘、瀬ごとに違うことについてしっかり考慮していただきたい。	ご指摘の新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところであるため、原案のとおりとする。
	○海砂利採取の規制については、各府県における取組によっている。この報告を受けた基本計画の見直し等において、国として具体的な形で海砂利採取禁止ということになるよう文言を精査していただきたい。	海砂利採取については、近年ほとんどなく、新規参入は困難であることから、原案のとおりとする。
	○下層DOの問題はもちろん重要だが、表層以外の中層の溶存酸素量の問題を環境基準項目へ入れたほうがいいのではないか。	ご指摘の新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところであるため、原案のとおりとする。
	○浚渫した土砂を改質してリユースすることは、底質改善に大きな効果があるのではないか。浚渫した有機汚泥の海への上手な戻し方について対策の中で触れていただきたい。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (18 ページ、26～27 行目) なお、航路等の浚渫が行われる場合には、発生した浚渫土を分級や改質するなどして底質改善対策や窪地対策において積極的に有効活用する取組を推進することが必要である。
	○瀬戸内海各地にはラムサール条約の候補地が結構ある。ラムサール条約の趣旨を瀬戸内海保全に今後どう生かしていくかという状況認識を入れてもいいのではないか。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (19 ページ、7～8 行目) <u>また、湿地の保全に係るラムサール条約における知見等を各地域の状況に応じて活用・普及していくことも適宜検討することが必要である。</u>

該当	主な指摘・意見の概要	対応方針（案）
第4章 今後の環境保全・再生施策の展開	○海洋ごみについて、「漂流ごみ、海底ごみについては、自治体、漁業関係者等の協働により」とあるが、国も回収船、環境整備船を保有しており、漂流ごみや流出油の回収を行っている。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。  (21 ページ、10 行目) 漂流ごみ、海底ごみについては、 <u>国</u> 、自治体、漁業関係者等の協働により回収・処理を進める体制の構築や、（以下省略）